

釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例施行規則の一部改正についてのご意見を募集します。

募集期間：2023年(令和5年)1月30日(月)～2023年(令和5年)2月28日(火)

釧路市では、音別地区の住民の方々の交通手段の確保を目的として、2019年(令和元年)10月から同地区においてデマンド型のコミュニティバス^(注)(以下「コミュニティバス」といいます。)を運行しています。

このたび市では、コミュニティバスの利便性の向上と、更なる利用の促進を図るため利用者にアンケートを行い、その結果をもとに、新たな停留所を設置することとしました。

このことに伴い、コミュニティバスの運行に関し必要な事項を定めた釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例施行規則を改正することとしましたので、この改正案に対する皆様のご意見を募集します。

皆さんからお寄せいただきましたご意見を考慮しながら更に検討を進め、2023年(令和5年)4月からの施行に向け準備を進めてまいります。

また、皆さんからいただきましたご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて、2023年(令和5年)3月上旬をめどに釧路市のホームページなどで公表します。

(注) 「デマンド型のコミュニティバス」とは、路線バスのように時刻表を設定した上で、予約があった場合にのみ運行するバスをいいます。

1 改正内容

・新たな停留所の設置(別表関係)

コミュニティバスの運行区間のうち、停留所設置区間(停留所を設け、停留所で乗降する区間)に、新たに次の5か所の停留所を設置します。

- ① 音別町福祉保健センター
- ② 音別町ふれあい図書館
- ③ 音別郵便局
- ④ Aコープ音別店
- ⑤ 生鮮屋いとう

※ 上記5か所の停留所の設置に伴い、令和5年4月1日からコミュニティバスの運行ルート及び時刻表を変更します。

変更の詳細については「(別紙1)音別地区コミュニティバスの運行ルートの変更」及び「(別紙2)音別地区コミュニティバス時刻表の変更」をご覧ください。

2 参考資料(現行の条文)

- (1) 釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例
- (2) 釧路市音別地区コミュニティバス事業に関する条例施行規則

3 意見募集要領

(1) 意見募集期間

2023年(令和5年)1月30日(月)～2023年(令和5年)2月28日(火)

(2) 資料の公表場所

- ・ 釧路市音別町行政センター地域振興課地域振興担当（音別町行政センター 2 階）
- ・ 釧路市音別地域交流拠点施設（ルート 3 8 音別館おんぽーと）
- ・ 音別診療所
- ・ 釧路市役所本庁舎 1 階市政情報コーナー
- ・ 各行政センター 1 階市政情報コーナー
- ・ 各支所
- ・ 釧路市役所ホームページ (<https://www.city.kushiro.lg.jp/>)

(3) 意見の提出方法

郵便、信書便、持参（受付時間 平日の 8 時50分～17時20分）、ファクス、メールのいずれかの方法で提出してください（様式は問いません。）。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号をご記入ください。

（取得した個人情報、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合せ先

釧路市音別町行政センター地域振興課地域振興担当

〒088-0192 釧路市音別町中園 1 丁目134番地 音別町行政センター 2 階

電話：01547-6-2231（直通） ファクス：01547-6-2434

E-mail：ogchi-chiiki@city.kushiro.lg.jp